

**アドベンチャープール
(北九州市立志井ファミリープール)
管理運営に関する資料**

(目次)

■ 管理運営業務の内容および基準

I. 管理業務の対象施設	1
II. 管理運営業務の概要	6
III. 管理事務所運営業務	7
◎令和4年度参考資料（開園期間前および開園期間終了後の業務）	
IV. 維持管理業務	15
1. 共通基準	
2. 施設管理業務	
3. 植物管理業務	
V. その他の留意事項	46
VI. 市が求める最低限度の要求水準	46

参考資料

1. 過去実績データ
2. 人員配置
3. 必要なポスト

備品一覧表

管理運営業務の内容および基準

I 管理業務の対象施設

(1) 施設概要

名称：志井ファミリープール（愛称：アドベンチャープール）

所在地：小倉南区志井公園2番1号

開設年：昭和61年7月5日

敷地面積：29,000㎡

名 称	概 要
流水プール	水面積1,250㎡ (材質=側壁：FRP、底盤：鉄筋コンクリート) L=250m W=5m 水深=0.9~1m
幼児プール	水面積290㎡(材質=アルミ) 円形(D=8,10,14m) 水深=0.2~0.4m
せせらぎ プール	水面積320㎡ (材質=側面：FRP、底盤：鉄筋コンクリート) L=75m W=3.5~5.5m 水深=0.3m
波のプール	水面積2,475㎡(材質=鉄筋コンクリート) L=88m W=16.3~88m 水深=0~1.8m 波高=20cm~1m
川下りプール	L=70m W=2.5~4.5m 高低差=5m 水深=1m(材質=FRP)
スライダー プール 3基	L=101.5m 高低差=5m ※休止 L=106m 高低差=5m L=109m 高低差=5m
大 滝	W=10m 落差=4m(材質=FRP)
管理・更衣室棟	建築面積=510㎡ 延べ面積=980㎡ 鉄筋2階建て (管理事務所、更衣室、機械室、トイレ、シャワー室)
展 望 棟	建築面積=84㎡ 延べ面積=146㎡ 鉄筋3階建て (スライダースタート、展望棟、トイレ)
監 視 棟	建築面積=108㎡ 延べ面積=132㎡ 木造2階建て
レストハウス	建築面積=182㎡ 延べ面積=286㎡ 鉄骨平屋建て (レストラン、救護室) 延べ面積はテント部分も含む

※ 園内設備

- ① コインロッカー 1, 840個 (更衣室棟)
- ② シャワールーム 男3室、女3室 (更衣室棟)
- ③ トイレ

トイレ穴数	管理・更衣室棟	レストハウス	展望棟	屋外トイレ棟		計
				A	B	
男(大)	2	1		2	2	7
男(小)	7		1	5	3	16
女(大)	7	1	1	5	4	18
女(小)				1		1
身障者用	1					1
男女兼用	1					1

- ④ 救護室 (看護師常駐) 1ヶ所 (レストハウス)
- ⑤ 両替機 1ヶ所 (更衣室東側出入口)

(2) 開園期間等

- ① 開園期間
7月1日から8月31日まで
- ② 営業時間
午前9時30分～午後6時30分

※開園期間と営業時間については、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則において上記のとおり定めているが、指定管理者が本市の承認を得た上で変更することができる。

(3) 入場料および施設利用料金等 (現行金額)

従来プール部分と波のプールの部分と別料金を徴収する。

従来プール部分の料金は「入場料」と称している。

これまでは (従来プール+波のプール+川下りプール乗り放題) をセットにした「セット券」や (従来プール+波のプール) をセットにした「セット券」を販売していた。

① 入場料及び施設利用料金

(単位：円)

区 分	入場料 (従来プール部分)	波の プール	川下り プール	セット券 (入場料+ 波)	セット券 (入場料+ 波+川下り 乗り放題)
大 人	400 (320)	300 (240)	100	700 (560)	1000
小・中学生	200 (160)	150 (120)	100	350 (280)	600
幼児(1歳以上)	50 (40)	50 (40)		100 (80)	

() は25名以上の団体料金。

② 施設利用料

- 1) スライダープール ~~1回 100円 (身長120cm以上)~~
- 2) 川下りプール 1回 100円 (身長120cm以上)

③ その他利用料

コインロッカー 1回 100円

(4) 駐車場

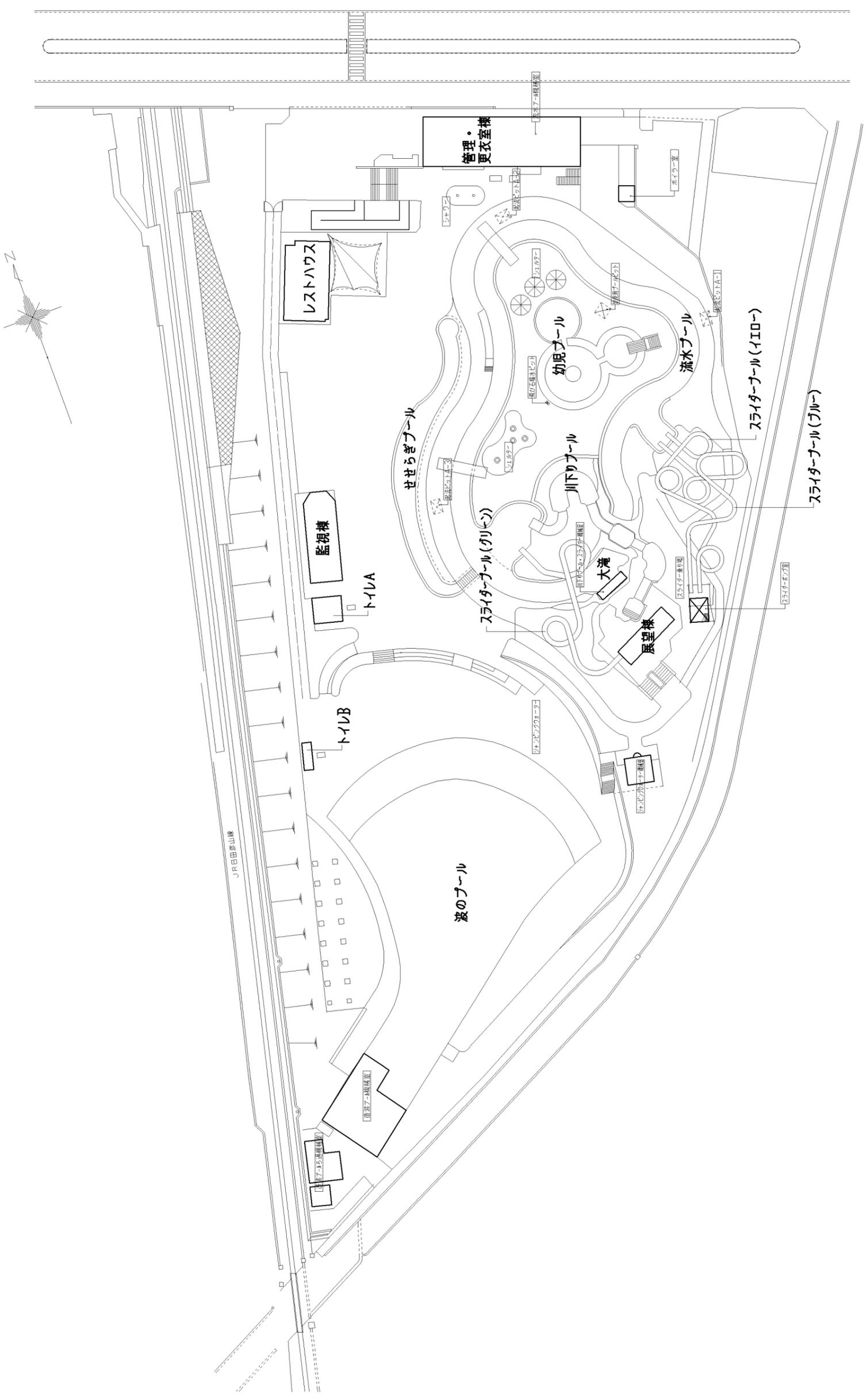
施設専用の入園者用駐車場はない

※小倉南区大字堀越の市有地を駐車場として使用可 (プールから約500m、駐車台数約100台)、ただし土地賃借料として2ヶ月で約7万円が必要

(5) 波のプールについて

- ① 波のプールは平成6年度に新規設置された施設で、大・中・小3段階、それぞれ4種類の波が出せる。ただし、15分運転した後は機械室の温度を下げる必要があり、15分間の休憩を実施。(静水の時間が長くなるが、機械管理上必要な措置)。
- ② 波のパターンは、1種類の波を繰り返す場合、およびあらかじめ設定した4種類のパターンのみ自動運転となるが、それ以外は手動となる。波の種類は4種類(平行波・ちどり波・斜波・うねり)で、それぞれ大波(1m)、中波(60cm)、小波(20cm)があるが、大波での運転は行わない。
- ③ 波のプール内の最深部は1.8mあるため、1m程度のところにロープを張り監視員を常時つけることにより、それ以上立ち入り禁止とする。
- ④ 入場料に加え、波のプール利用料金が必要になるため、不正を防ぐオペレーションとすること。

志井ファミリープール平面図



Ⅱ 管理運営業務の概要

(1) 管理業務

- ① 施設管理・・・利用者が安全かつ快適に利用できるよう、各プール、プールサイド、管理・更衣室棟、展望棟、トイレ及び機械室等、園内諸施設の施設運営を適切に行う。
- ② 植物管理・・・利用者の安全を確保しつつ、樹木剪定や除草など適切な管理を行う。

(2) 運営業務

- ① 有料区域内施設の運営、利用指導および安全確認
- ② 各種イベントの企画、調整、運営

Ⅲ 管理事務所運營業務

(1) 運営体制の確保

(2)(3)に掲げる業務に支障のないように組織体制を構築し、運営にあたること。また、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

(2) 管理事務所の開所時間

開園時間に合わせて適切に開所すること。

※市民、関係業者からの問い合わせについては、営業期間外でも対応できるよう、電話番号等の連絡先をわかりやすくホームページ等に記載すること。

(3) 管理事務所の運營業務

窓口および事務室は、常に利用者にかかれたものとし、以下の業務を行う。

① 利用者の接遇

② プールサイド、管理・更衣室棟および展望棟等の管理

- ・イベント活動の場としての活動
- ・休憩の場としての提供

③ 園内の利用受付・利用指導

④ 利用促進のための広報活動

- ・パンフレットやチラシ、ホームページなどにより営業情報などを提供
- ・様々な団体への利用促進活動

⑤ 自主事業（イベント、物販等）の推進

- ・利用者サービス向上に寄与するイベント等の積極的な実施
- ・利用者や地域住民のニーズ把握と公平な運営に留意する

⑥ 志井ファミリープールに関する要望および苦情の処理

⑦ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び同施行規則のほか、関連法令の遵守

- ⑧ 地元や団体との連絡調整

- ⑨ 市への業務報告および連絡調整
 - ・管理日誌の作成と定期的な報告
 - ・苦情処理対応や要望処理状況の記録と報告

- ⑩ 自動体外式除細動器（AED）の管理
 - ・医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器であることを踏まえ、担当者を決めて適切な管理を実施
 - 1）日常点検
 - ・インジケータ等による正常な状態の確認
 - 2）定期点検
 - ・外観（亀裂、破損、欠陥など）の確認
 - ・消耗品（電極パッド・バッテリー）の交換時期の確認・交換
 - ・市民、消防署等からの貸し出し依頼に対応

- ⑪ 事故等、緊急時の対応

志井ファミリープール内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報および北九州市等への事故報告

- ⑫ 災害対応
 - ・集中豪雨、台風、強風、大雨などの警報発令時等における警戒配備態勢の設置及び、被害状況報告と応急措置
 - ・大雪警報発令時等における警戒配備態勢の設置および、被害状況報告と除雪作業の実施
 - ・震災時における非常配備態勢の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置等への全面的協力

◎参考資料 （開園期間前および開園期間終了後の業務）

① 開園期間前準備業務

1) 事務関係

ア 運営基本方針・営業期間等の決定

イ PR業務

開園前、開園期間中のPR及びイベントを実施する

(ア)モノレール各駅舎内等にポスター掲示などPRを行う

(イ)近隣市町回りをを行う

ウ 入場券印刷

エ 臨時職員の確保

業務内容 プールの庶務全般、日計表の集計・報告、金銭管理、窓口の両替、来客対応、呼び出し放送等

オ 業務用帳票類（例） 必要な帳票を印刷すること

(ア)日計表

(イ)入場者報告書（速報）

(ウ)窓口別日計表

(エ)団体契約利用集計表

(オ)看護日誌

(カ)利用券集計表

(キ)利用券貼台紙

(ク)放送申し込みカード

(ケ)電話受付メモ

(コ)遺失物目録

(ク)拾得物預かり書

(シ)紛失届

(ス)機械設備運転日報

(セ)水質管理日報

(ソ)電気設備運転日報

カ 業務用機器点検

(ア)硬貨計算機・両替機

(イ)紙幣計算機

(ウ)コインロッカー

キ 救護室備品関係

薬品、機器の点検・準備

ク 関係機関、近隣住民等開園挨拶

(ア)開園前に近隣住民及び近隣施設等への挨拶

(イ)挨拶先

- ・小倉南警察署
- ・小倉南消防署
- ・北九州高速鉄道
- ・その他近隣町内会、マンション管理組合等

ケ 入場者傷害・施設賠償保険への加入、釣銭準備

2) 業務関係

ア 委託業者契約（監視、清掃、機械設備、電気設備等）

イ 機械警備（管理棟）・夜間警備

ウ プール設備点検

(ア) スライダープール ※令和7～9年度は休止

(イ) 川下りプール

- ・底部基礎が軟弱なため、毎年点検を行い補修（グラウト注入）を実施
- ・開園期間前に設置業者に点検を依頼、必要に応じた補修を実施
- ・浮き輪の点検・補充

エ 場内設備点検

イス、テーブル、灰皿等の点検・補充

オ 避暑対策

（例）仮設テントの設置等

レストラン棟横、レストラン棟・流水プール横、チケット売場前に仮設テントを実施するなど

カ 除草、樹木剪定等

キ 園内清掃

ク 園内外看板設置

園内サイン関係（地図、注意事項等）のチェック：補修個所があれば補修

ケ ガス、水道等（営業に伴う使用開始・終了の連絡は遺漏なく行うこと）

(ア) 都市ガス 西部ガスに申請・依頼

(イ) 水道開栓 上下水道局に申請・依頼

(ウ) 受電契約の変更（高圧受電への切り替え）

3) 修繕・工事・点検関係

前年度行った修理要望に基づき、市と協議しながら優先順位をつけて可能な工事を開園までに行う

特に、安全対策、ポンプ、モーター等の設備関係の必要工事は優先的に行う

※修繕・工事については、東部整備事務所と協議し、要望していく

※ポンプ・機械室関係については、受託業者から現況を聞きながら対応する

4) 開園直前準備

- ア 20日前…機械、電気、清掃、監視の各委託業者と協議
- イ 14日……プール水抜き：(3日程度)
水抜きの際プール底部にたまっている汚泥は清掃しながらビニール袋等に入れて流さず処理をする
ある程度水が抜けたら、プール側面等の清掃も同時進行させる
- ウ 12日前…プール内清掃：(10日程度)
事務所、監視等、レストハウス等の清掃も同時に実施する
所長プールで常駐開始
- エ 5日前…プール水張り：(2日程度)
周辺住民への影響を考慮して、徐々に入れる
(上下水道局と協議する)
- オ 3日前……ろ過機、ポンプ等機械類試運転
- カ 前日……開園最終準備及び点検
- ※ 所長が当プール施設の「防火管理者(要資格)」となる。開園前に各業者の現場責任者に「消防計画」に基づく説明、訓練等を行う。

タイムスケジュール（例）

事務関係	4月	5月	6月	7月
運営基本方針 営業期間等	○ ☆建設協議・申請承認 決定・決済			
PR業務委託	○ 業者オリエンテーション	○ ☆決定 業者プレゼンテーション ★PRスタート		
入場券印刷	必要数把握 ○ ☆発行枚数決定	○ 発注 発注 ☆	○ 納品 ☆ 納品	
臨時職員確保		○——○ 打診・確保	★ 勤務表作成	☆ 開園前日研修
業務用帳票類	☆ 点検	○ 検討 作成		
業務用機器点検 硬貨計算機・コインロッカー等		○——○ 依頼	○ 実施	
救護室備品関係		点検 ○	○ 発注	○ 納品
近隣住民等開園挨拶			挨拶回り○——○	
保険		○準備	○契約	
委託業者契約 (監視・清掃・電気設備等)	○——○ 協議 検討	入札決定	○ 業者協議——	
機械警備（管理事務所） 夜間警備	○契約			
機械設備（期間中点検）	協議○	決定○	○契約 開園3日前から点検業務開始	
電気設備	協議○	決定○	○契約 開園3日前から点検業務開始	
消防設備	協議○	決定○	○契約	
プール設備点検	協議○	決定○	○契約 実施	
場内設備点検	協議○	決定○	○契約 実施	
仮設テント設置	協議○	決定○	○契約	○設置
樹木剪定等		○業者に依頼	○——作業	
園内清掃	協議○	決定○	○契約	
看板設置		○——○ 点検 依頼	○ 設置	
都市ガス開栓			☆申請	開栓☆
水道開栓 電気契約変更			☆申請	開栓 変更☆

② 開園期間終了後片付け業務

※閉園後 2～3 日で後片付けを行う。

- 1) 更衣室・ロッカー室清掃後、テーブル、イス、監視台、清掃用具、浮き輪収納
 - 2) 監視員などへの貸与品返納（トランシーバー、ハンドマイク等）
 - 3) 機械設備、電気設備管理事業者の事後処理（各会社に最終点検をしてもらうこと）
 - 4) 忘れ物の整理
 - 5) 救護室の毛布、更衣室のカーテンのクリーニング
- ※ プール内の水はそのまま、溜めたままにしておく。（プール壁面・床面の保護のため）

IV 維持管理業務

1. 共通事項

- (1) 維持管理業務の対象はIに示す公園施設の維持管理(日常点検、保守点検、補修、修繕を含む)とする。

維持管理にあたっては、都市整備局建築支援課所管の「市有建築物維持保全サポートマニュアル」を参考とし、公園施設の日常の点検、小修繕、危険箇所や破損状況等を記録したもの(日常点検記録簿等)や清掃人員、場所、内容等を記録したもの(清掃業務日報等)を作成すること。

- (2) 年間維持管理計画書及び維持管理実施報告書を提出する。

- (3) 施設補修・修繕

施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の補修・修繕を行うこと。

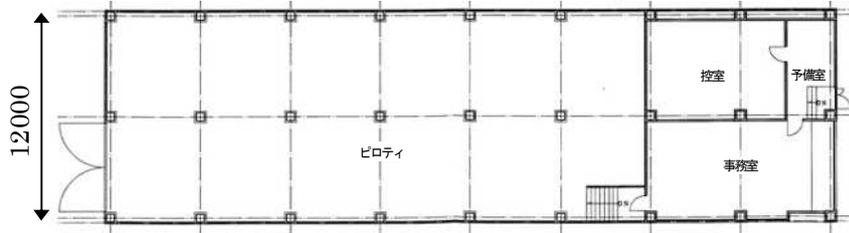
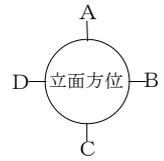
また、施設の維持管理上行った補修・修繕等は、記録を残しておくこと。

市との業務分担は原則として以下の区分により行う。

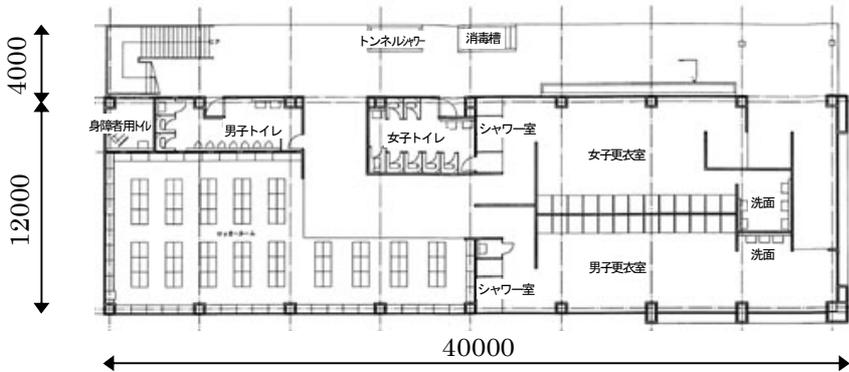
※指定管理者の行う業務範囲

- ① 室内電球、公園灯ランプ等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換
- ② 原則として、1基(1件)あたり30万円未満の施設修繕(破損または故障した施設や設備、物品を現状に復旧する行為)
- ③ その他北九州市との個別協議により行う施設補修・修繕など

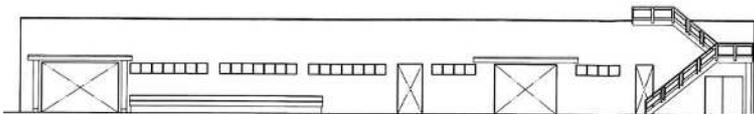
管理・更衣室棟



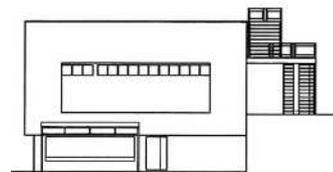
1 F 平面図



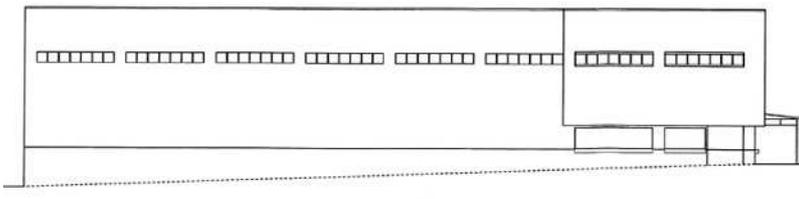
2 F 平面図



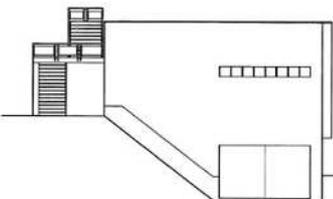
A 面立面図



B 面立面図

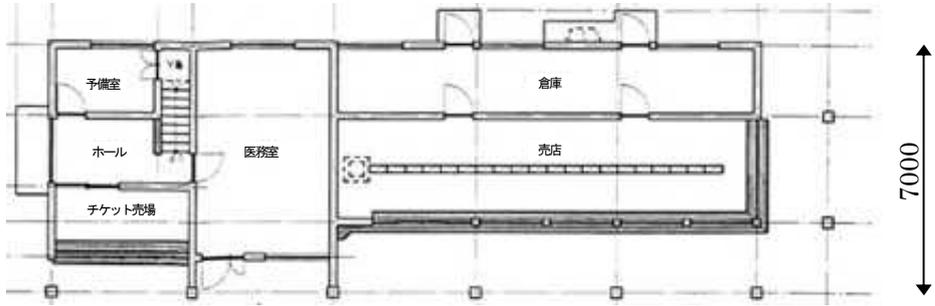


C 面立面図

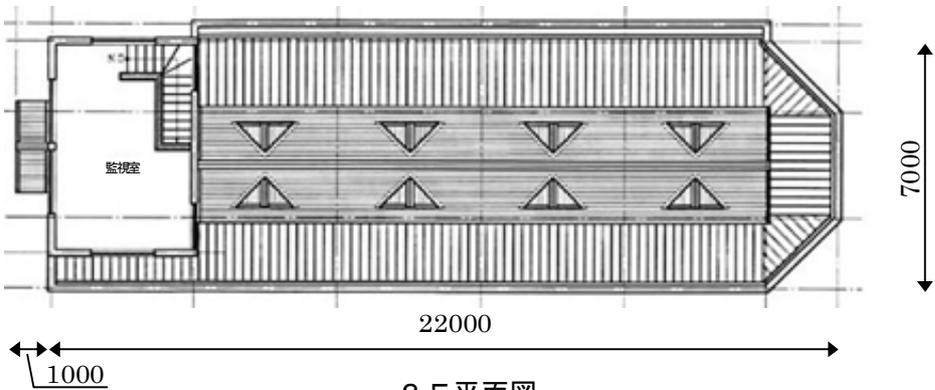


D 面立面図

監視棟



1 F 平面図



2 F 平面図

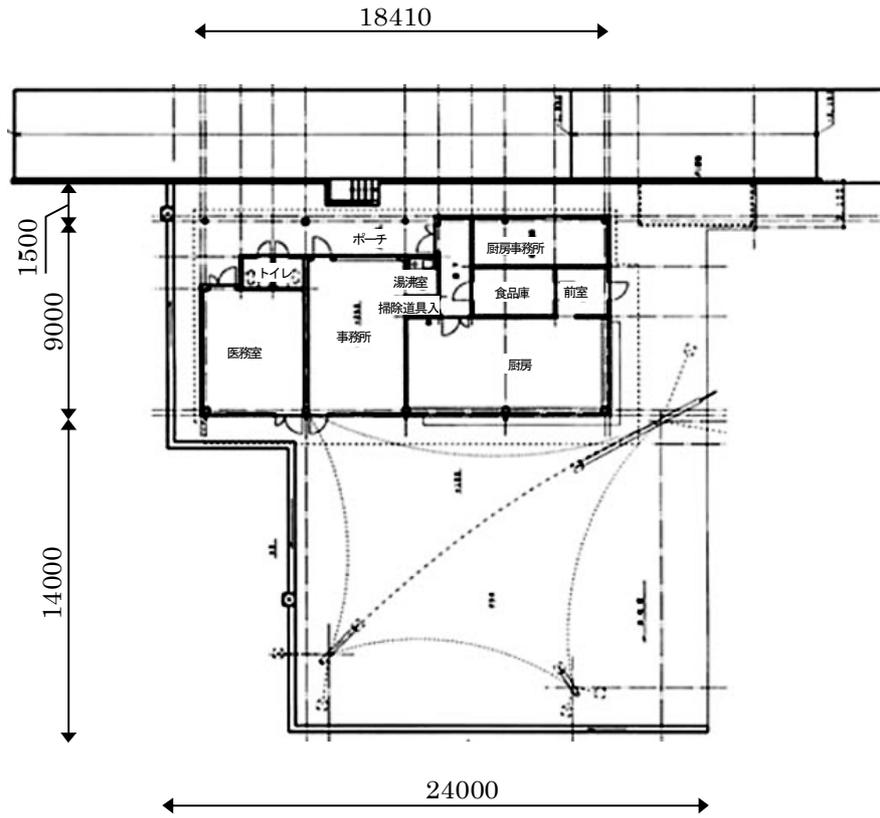


東立面図

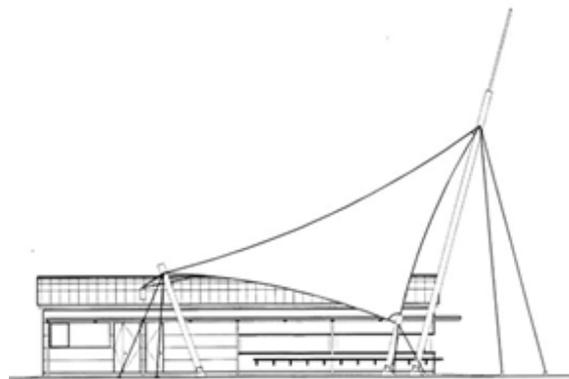


北立面図

レストハウス

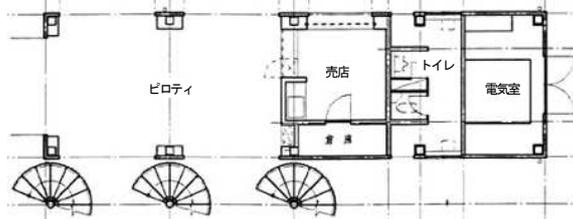
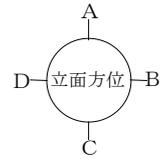


平面図

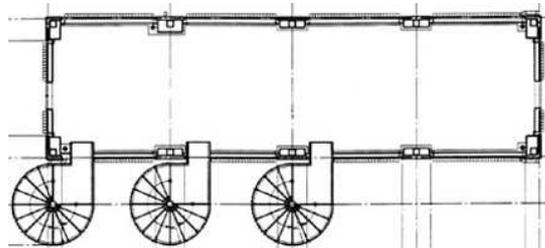


東立面図

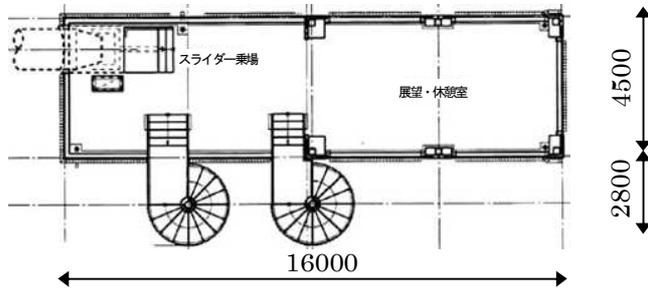
展望棟



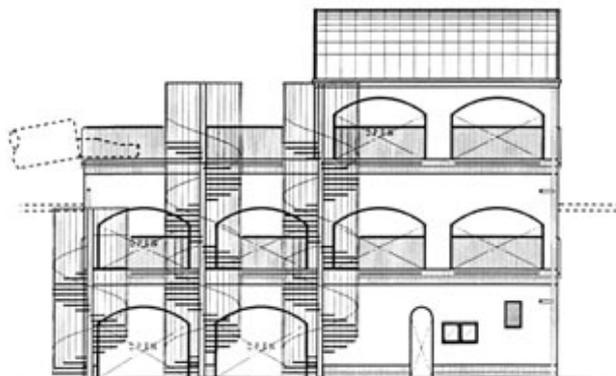
1 F 平面図



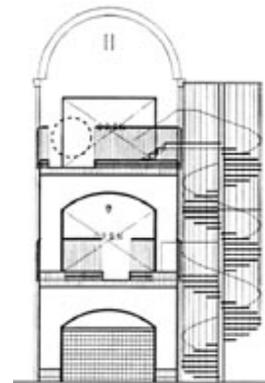
2 F 平面図



3 F 平面図

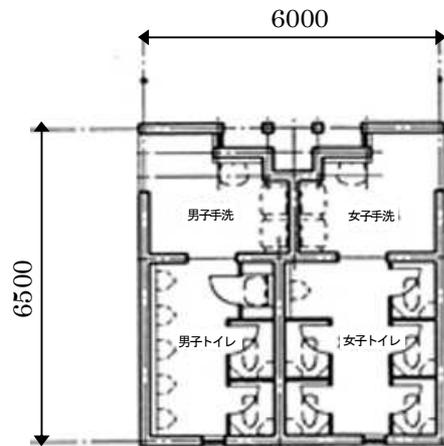


C面立面図



D面立面図

トイレA

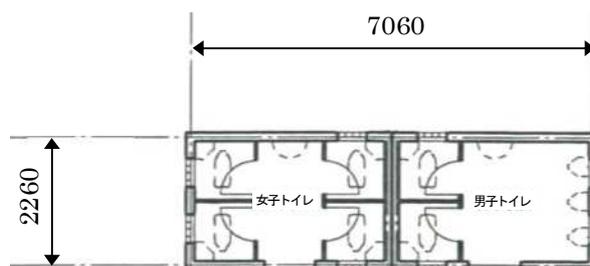


平面図



立面図

トイレB

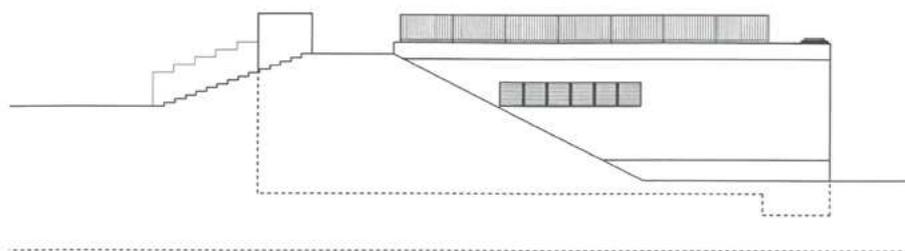
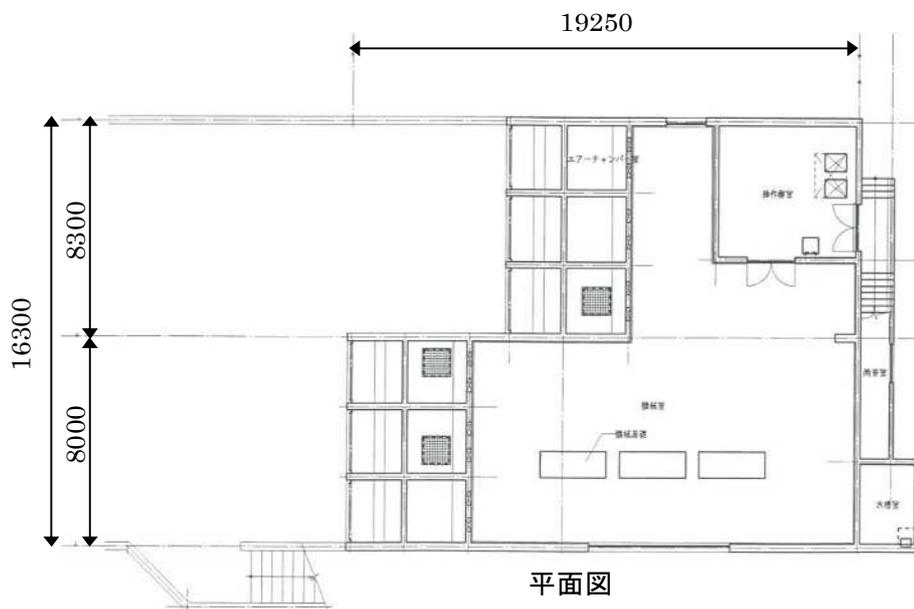


平面図

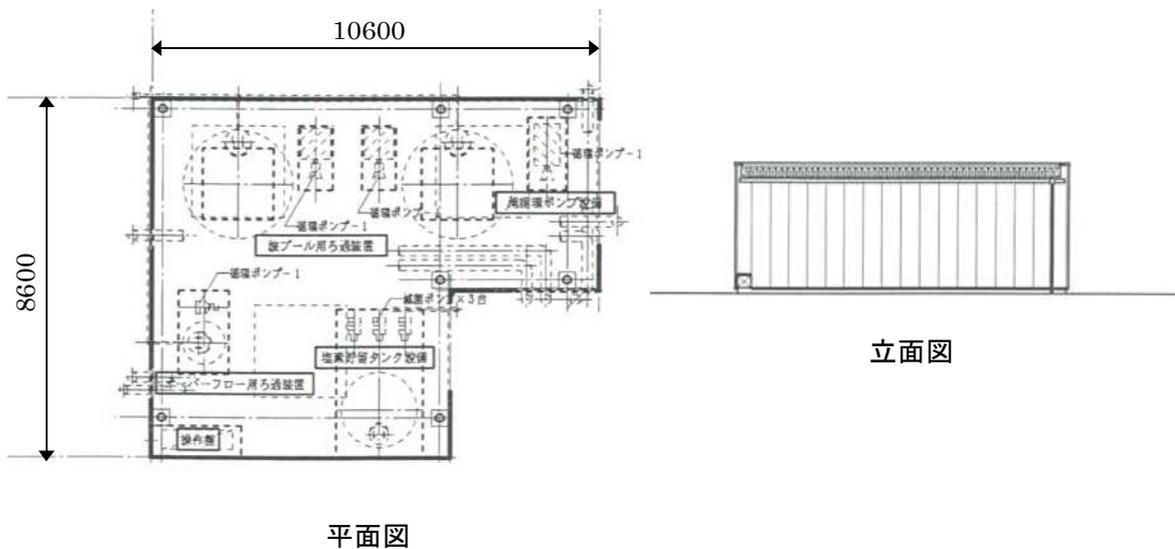


立面図

造波プール機械室



造波プールろ過機械室



2. 施設管理業務

(1) 窓口等業務

- ・入場券の販売、施設券の販売
- ・園内放送
- ・日計集計、月報、年報の作成
- ・団体扱い整理・集計
- ・入場者対応
- ・コインロッカー管理・集金
- ・落とし物対応
- ・園内散水
- ・園内巡視
- ・利用者の怪我の手当て
- ・看護日誌の記録
- ・アルバイト職員の指導、監督

※その他留意事項

- 1) 近隣の道路、マンション敷地及び空き地への違法駐車がある場合、適宜、園内放送で違法駐車禁止の放送や、違法駐車を防止するスタッフの配置などを行う（住民苦情が多く、対応の約束をしている。）
- 2) 保健所による水質立ち入り検査に対応する
- 3) 貴重品（財布、時計、現金等）の遺失物の対応を行う

(2) 遊泳監視業務

① 監視業務等の範囲

- 1) プール内、プールサイド及び管理棟内の監視
- 2) 遊泳者の体の消毒等の指導
- 3) 場内における盗難や痴漢など迷惑行為の防止
- 4) 定期的な清掃(プールサイドのごみの除去及びプール内清掃)
- 5) スライダープール、川下りプール利用者の整理及び監視
- 6) プール営業終了後、プール施設内の利用者の有無及びコインロッカー内の確認、報告
- 7) 休止中のスライダープールの区域に人が入らないよう、必要な措置を講じること(入口、スライダーの終着点ともに)。

② 監視員

- 1) 監視員は水面への飛び込み・潜水等の危険行為の阻止、利用者の顔色・体調等の注視、水中確認等を行って事故防止するとともに、事故発生の場合には適切な処置をすること
- 2) 監視員は泳力があり、利用者の整理・監視・救護等を適切に行えるものをあてるものとする。なお開園前及びプール営業期間中に監視の心得、救助方法等を教育訓練すること
- 3) 監視員は、遊泳者の環境・衛生管理を確実に行うこと
- 4) 監視員等の資格及び業務は次のとおりとする
 - ア 隊長 経験豊富で、監視長、監視員を指導監督する者
 - イ 監視長 主に流水プールと波のプールの監視員を指導監督する者
 - ウ 監視員 隊長及び監視長以外の者
 - (フ) 隊長及び監視長は、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする
 - (エ) 安全点検のため遊泳者全員をプールからあげ、その際、監視員は溺者の有無及びガラス等危険物の有無を確認除去する機会を設けること
 - (オ) 波のプール、スライダープール及び川下りプールの点検は、毎朝入念に行い、危険箇所の有無を十分注意すること
 - (カ) 監視員の交代は、交代時の監視がおろそかにならないようにすること
 - (キ) 開園前の準備及び閉園後の片づけを行うこと

③ 異常時の措置

監視員は、溺者その他異常者を発見した場合は、救助、応急措置をして救護室に運搬するとともに、直ちに管理事務所へ連絡すること。

※事故発生については、救急搬送案件や重傷（骨折以上）の場合、必ず市へ一報を入れ、別途報告書を提出すること。

(3) 開園期間前清掃業務

区 分	作業場所	内 容
管 理 棟 展 望 棟 監 視 棟 レストハウス 及びその周辺	事務所・便所・控え 室・更衣室 ロッカールーム 階段・身障者用スロープ テント その他	<ul style="list-style-type: none"> ・室内床面・玄関・便所・洗面所 拭き・掃き・洗い(事務所内-床面ワックス掛) ・階段・身障者用スロープ 掃き・洗い ・ガラス磨き ・床マット張り ・コインロッカー内部清掃 ・プールサイド舗装部分、正面エントラ ンスの清掃
プール プールエリア	流水 スライダー 波のプール 川下り・幼児 せせらぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・プール内清掃 床面、壁面 — 洗剤洗浄 ・水張り・水抜き ・浮遊物遮断用ネットの洗浄設置及びプ ール表面浮遊物除去
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・監視台、ゴミ箱、テーブル、椅子、パ ラソルセットの搬出及び設置 ・プールサイドの鉄柵・ボードの設置 ・波のプールのブイ・ロープの搬出及び 設置 ・看板取付 ・ロッカー、更衣室のすべり止めマット の洗浄及びしき込み ・よしずの設置及びシャワー室カーテン の取付 ・トイレスリッパの洗浄 ・浮き輪の準備

(4) 開園期間中清掃業務

区 分	内 容	回 数
管理棟 (屋上含む)	床-掃き掃除のほか、水洗いまたはモップによる拭き掃除	毎 日
監視棟	くずかご処理	〃
レストハウス	机・いすの整理、ゴミの処理	〃
売店	流し台清掃	〃
更衣室・ロッカールーム	窓等のガラス清掃 — ガラス用洗剤使用	〃
救護室・応接室	コインロッカー内部清掃	月 1 回 適 宜
便 所	床・便所・洗面所-水洗いのほか必要に応じて薬剤洗浄	毎 日
洗面所	鏡磨き	〃
	トイレットペーパー・薬用石鹸の補充	随 時
プー ル	プールの縁洗い	毎 日
	プール全エリア-ごみの収集,掃き掃除(内部はごみ取り網 10 本にて清掃)	〃
	プール底清掃-水中クリーナー使用(3 台)	随 時
	プール水抜き時の清掃	〃
	プールサイド舗装部分・正面エントランス除草	〃
シャワー	水洗い	毎 日
側溝・集水枘 スキーマストレーナー	ごみの除去・清掃	随 時
園内全体	くずかご処理	毎 日
	ごみの収集	〃
	近隣周辺の清掃・道路周辺の空き缶、ごみ収集	〃

(5) 開園期間終了後清掃業務

区 分	作業場所	内 容
管 理 棟 展 望 棟 監 視 棟 レストハウス 及びその周辺	事務所・便所・控え室・ 更衣室 ロッカールーム 階段・身障者用スロープ テント その他	<ul style="list-style-type: none"> ・室内床面・玄関・便所・洗面所 拭き・掃き・洗い ・階段・身障者用スロープ 掃き・洗い ・コインロッカー内部清掃 ・プールサイド舗装部分, 正面エント ランスの清掃
プール プールエリア	流 水 スライダー 波のプール 川下り・幼児 せせらぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物遮断用ネットの撤去、洗浄、 収納
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・監視台、ゴミ箱、テーブル、椅子、 よしず、パラソルセット、灰皿、長椅 子の収納 ・プールサイドの鉄柵・ボードの撤 去・運搬・収納 ・波のプールのブイ・ロープの取りは ずし及び収納 ・看板、バリケードの収納 ・すべり止めマット、トイレスリッパ の洗浄、収納 ・スライダープール開口部の蓋締 ・川下り用浮輪の収容

(6) 管理棟機械警備業務

① 業務内容

- 1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
- 2) 事故確認時における関係先への通報、連絡

② 警備方法

- 1) 機械警備

③ 警備実施要領

1) 警備基準期間

24時間（但し、警報装置が解除されているときは除く。）

2) 警備仕様

ア 警報装置

(ア) 警備対象施設で発生した異常事態を管制センターに通報する。

(イ) 管制センター

警報受信施設を常時監視するとともに、緊急発信基地等との連絡を保持する。

3) 異常事態発生時における処置

ア 警備受信装置により警備対象に異常事態が発生したことを感知した時、警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

イ 警備対象に到着した警備員は、異常事態を確認後、速やかに管制センターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

ウ あらかじめ定められた責任者、または緊急連絡者へ通報する。

4) 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに後刻書面により報告する。

5) 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、厳重に取り扱い保管する。

6) 警報装置の保守点検

設置された警報装置の機能については、常に正常に作動するよう、適宜保守点検を行う。

(7) 自家用電気工作物保安業務

① 点検対象施設

受電設備

- 1) 容量 1020.0KVA
- 2) 受電電圧 6,600V

② 点検時期

- 1) 月次点検 毎月1回
- 2) 年次点検 年1回
- 3) 臨時点検 必要の都度

③ 点検業務内容

- 1) 「保安管理業務の細目及び基準」に定めるところにより実施し、経済産業省で定める技術基準に適合しない事項及びその他必要な事項がある場合は、これについて北九州市に報告する。
- 2) 電気事故発生時における応急措置ならびに事故原因の探求及び再発防止への取り組みを行う。その他必要に応じて精密検査を行う。
- 3) 経済産業省の検査の立会い及び九州電力(株)の要請による立会い。
- 4) 電気工作物の設置または変更工事の工事期間のうち1ヵ月以内を限度とした週1回の工事中の点検。

■保安管理業務の細目及び基準

ア 電気工作物の点検、測定及び試験は原則として、保安規程の点検、測定及び試験の基準によるものとする

(ア)月次点検 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験

(イ)年次点検 主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験、この場合原則として月次点検も併せて行うものとする

(ウ)臨時点検 異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験

イ 「エ 点検、測定及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」の点検、測定及び試験については電気工事業者、電気機器製造業者又は各専門業者等に依頼して行う

ウ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、応急処置及び事故原因の探求並びに再発防止のための協力、助言をおこなうこと

エ 点検、測定および試験の一部又は全部を実行しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検、測定及び試験
消防用設備、昇降設備のように取扱いに法令で定める特定の資格を要するもの及び電子機器又は電子部品等を内蔵し、取扱いに専門の技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗測定（実施可能のものに限る）以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電子機器及びこれに付属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
発電所及び非常用予備発電装置の原動機、非常用予備電源の蓄電池並びにこれらの付属装置	保安規程の点検、測定及び試験の基準で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験並びに分解整備、排ガス測定等、機械設備に属するもの
上記以外に点検が困難な設備	点検者の立ち入りが著しく困難な設備の点検、測定及び試験

(8) 建築基準法に基づく定期点検業務

建築基準法第12条に基づき、建築物及び建築設備に対する定期点検を実施すること

また、報告書を作成して北九州市へ提出するとともに、施設の維持管理に活用すること

① 点検対象

ア 建築物

… 「管理・更衣室棟」、「レストハウス」、「展望棟」

イ 建築設備（昇降機等以外）

… 排煙設備、換気設備、非常用の照明装置、給排水設備など

ウ 建築設備（昇降機等）

… ウォータースライド（スライダープール~~3~~基及び川下りプール）

② 点検時期

ア 建築物

… 3年以内ごと

イ 建築設備（昇降機等以外）

… 1年以内ごと

ウ 建築設備（昇降機等）

… 1年以内ごと

(9) 機械設備管理業務

①業務内容

- 1) 下記装置の運転管理業務
 - ア プール1 (流水プール、~~スライダープール~~、川下りプール、幼児プール)の循環浄化装置、起流装置、循環ポンプ、ボイラー装置
 - イ プール2 (波のプール)の循環浄化装置、造波装置
 - ウ 揚水装置(流水プール大滝装置、波のプール滝装置)
 - エ プール給水装置、排水装置(逆洗ピット排水、オーバーフロー槽排水)
- 2) プールの水質管理及び給水、排水業務
- 3) ヘアーキャッチャーの維持管理業務
- 4) 空調機器設備の維持管理業務
- 5) 給排水衛生設備の維持管理業務
- 6) 消防設備の維持管理業務
- 7) その他付帯設備の維持管理業務

②機械設備管理基準

- 1) 機械運転管理
 - ア 開園1時間前
 - 流水プールろ過ポンプ NO. 1～NO. 3
 - 幼児プールろ過ポンプ NO. 1
 - 波のプールろ過ポンプ NO. 1～NO. 2
 - 異常音、圧力計及び電力計 確認
 - イ 開園30分前
 - (ア) 幼児プール、スライダー水鉄砲、噴水、ポンプ3台 始動
異常音及び圧力計 確認
 - (イ) ~~スライダーポンプ4台~~ 始動
 - (ウ) 川下り及び大滝ポンプ3台 始動
異常音及び電流計 確認
 - (エ) 各ポンプ室及び起流ピット換気ファン 始動
 - (オ) ボイラー 始動
 - ※ 機械始動は中央管理盤による自動制御
 - ウ 開園10分前
 - (ア) 波のプール造波装置コンプレッサー 始動
 - (イ) 波のプール機械室換気ファン 始動
 - エ 開園中、午前中1回午後1回機械チェック

- (ア) ろ過ポンプ(流水プール、幼児プール、造波プール)異常音、温度及び電流計
- (イ) 幼児スライダー、水鉄砲、噴水ポンプ異常音、温度及び電流計、川下りスライダー、大滝ポンプ異常音、温度及び電流計
- (ウ) 各ポンプ室、起流ピット及び換気ファン
- (エ) 造波装置、ボイラー 確認
- (オ) 逆洗運転 随時運転

オ 終園後

- (ア) 各機械運転停止 ろ過ポンプは運転
機械室及びポンプ室
- (イ) ヘアーキャッチャー 点検及び掃除
- (ウ) 送風機、シロッコファン及びベルトのたるみ 月1回
- (エ) ボイラー、ガス 元栓の確認
- (オ) 消火栓ポンプ 運転確認
 - ・異常音確認 毎日
 - ・注油、基礎排水口詰まり確認 月1回
 - ・ポンプ、カップリングの異常音 月1回
 - ・フート弁、レバーによる確認 月1回
 - ・自動制御装置確認 月1回
- (カ) ろ過機逆洗タイマーによる始動、各ろ過機1機ずつ逆洗完了後、凝集剤注入(手動)後正常運転
確認後停止 月1回
 - ・流水プール 3基
 - ・幼児プール 1基

※ 逆洗中排水ピットの水位を注意すること。

カ その他

波のプール造波機械運転管理については、造波装置取り扱いを熟知し、行うこと。

2) 循環浄化装置、起流装置、揚水装置、造波装置

- ア 各装置の取り扱いには、常に正常な運転管理に努めること
- イ 運転状況を調査点検し、ポンプ・ブロアー・コンプレッサーについては、記録書を作成し北九州市に報告すること
- ウ 各機器の点検・監視・整備(伝動装置の緩み・片より等の調整、付属電動機の異常音、過熱負荷の点検調整・回転部分・軸点部等の注油)、軽易な補修清掃等

- エ ろ過装置の逆洗・洗浄作業・フロックの除去・薬注・塩素注入・ヘアーキャッチャーの清掃および逆洗時間、薬品使用量を記録し、北九州市に報告すること
- オ プール営業終了時における整備点検・清掃を行い、ろ過装置・ポンプ等のドレン抜き、塩素注入器の水洗い等

3) プールの給水装置・排水装置

- ア 運転状態を調査点検する
- イ 各機器の点検整備及び軽易な補修・清掃等
- ウ プール使用中は常に指示された水面を保つこと。なお「流水プール」及び「せせらぎプール」の水の浄化を図るため、毎日3回、水中検査の時間帯を利用し、水を補給する
- エ 「流水プール」及び「せせらぎプール」の水の浄化を図るため、20日に1回50センチ換水する

4) 一般管理

- ア 開園前、流水プール及び幼児プール水位確認し水位が下がっていれば正常水位まで補給する 毎日1回
- イ 水飲み器の点検を行い、水の出の確認を行う 毎日1回
- ウ 給排水衛生設備 毎日1回
 - (ア) 陶器、亀裂破損確認(洗面器・小便器・大便器)
 - (イ) 金具取り付け緩み確認
 - (ウ) 排水状態確認
- エ 売店・レストハウスの水道メーター検診 毎日1回
- オ 散水栓状態確認、水漏れ及び部品の確認 毎日1回
- カ ガスメーター検診 毎日1回

(10) 水質管理業務

① 業務内容

- 1) 流水プール4ヶ所、せせらぎプール2ヶ所、幼児プール3ヶ所、川下りプール1ヶ所、波のプール3ヶ所にてプール水を採取して、遊離残留塩素濃度(mg/L)、水素イオン濃度(PH)、濁度、過マンガン酸カリウム濃度、総トリハロメタンを確認する

② 留意事項

- 1) 水質管理は遊泳用プールの衛生基準に関する厚生労働省健康局長通知に基づき管理を行い、常時良好な水質を確保すること
- 2) 水質管理は、水温、PH値、残留塩素等の測定を行い、結果を記録すること。なお、残留塩素測定回数は、1日10回とする
- 3) 濁度、過マンガン酸カリウム、処理水濁度については月1回。総トリハロメタンについては、開園前1回、期間中1回の測定とする。
- 4) 上記水質検査は簡易測定器による現場測定とし、毎日記録し報告書を作成すること
- 5) 採取位置は北九州市が承認した場所とすること

③ プール水質基準

- 1) プールの水質基準は次のとおりとする

ア PH値	5.8～8.6
イ 残留塩素	0.4mg/L～1.0mg/L
ウ 濁度	2度以下
エ 過マンガン酸カリウム	1.2mg/L以下
オ 総トリハロメタン	0.2mg/L以下
カ 循環ろ過装置の処理水の濁度	0.5度以下

(0.1度以下が望ましい：ろ過装置出口で計測)

- 2) 大腸菌、一般細菌等については、保健所の指示に基づき基準を確保すること

- ④ 異常を発見した場合は、応急措置をするとともに直ちに北九州市に連絡するものとする

(11) 電気設備運転管理業務

① 開園期間前点検整備

- 1) 各動力稼動テスト及び絶縁試験

- 2) 各照明点灯試験及び絶縁測定
 - 3) 放送設備放送テスト、調整点検整備(放送プログラムセットも含む。)
 - 4) 電話設備取付取外し、通話テスト整備
 - 5) 監視カメラ整備及び試験調整
- ※ 以上の項目に関して下記の「事前点検箇所及び点検内容」に基づき報告書を作成すること。

事前点検箇所及び点検内容

(1)各動力稼働テスト及び絶縁試験箇所 (2)各照明点灯試験及び絶縁測定

管理室棟事務所 動力盤	絶縁測定値	更衣室灯動力	
排風機 NO. 1		ボイラー	
排風機 NO. 2		NO. 1キューピクル電灯盤	絶縁測定値
排風機 NO. 3		屋外照明幹線	
更衣室棟事務所 電灯盤	絶縁測定値	更衣室1F電灯幹線	
誘導灯		更衣室2F電灯幹線	
自火報受信機		警報盤	
放送アンプ		ブース照明	
公衆電話		レストハウス	
主遮断器二次側		LE-1	
外灯 A		更衣室灯2F電灯分電盤	絶縁測定値
外灯 B		主遮断器二次側	
事務室クーラーA		女子更衣室電灯	
控室クーラー		男子更衣室電灯	
事務室電灯		ロッカールーム電灯	
事務室クーラーB		通路電灯	
ピロティール電灯		外灯・便所照明	
控室電灯		男子更衣室・洗面所・玄関電灯	
ボイラー室		ロッカールーム・通路・女子便所CO	
事務室フロア-CON		リモコントランス	
屋外CON		屋上CON 1	
事務室カウンターCON		屋上CON 2	
流し元CON		監視カメラ	
控室CON		屋上CON 3	
NO. 1キューピクル動力盤	絶縁測定値	屋上CON 4	
ろ過器幹線		屋上CON 5	
起流ポンプ系幹線		屋上CON 6	
水中ブローア		屋上CON 7	
幼児プール系幹線		屋上CON 8	
レストハウス		屋上CON 9	
汚水ポンプ監視		屋上CON 10	
監視棟売店 電灯分電盤	絶縁測定値	ろ過装置盤	絶縁測定値
主遮断器二次側		主遮断器二次側	
駅弁当照明1		流水ポンプろ過ポンプNO. 1	
駅弁当CON2		流水ポンプろ過ポンプNO. 2	
駅弁当CON3		流水ポンプろ過ポンプNO. 3	
駅弁当CON4		幼児プールろ過ポンプ	
駅弁当CON5		排水ポンプ 1	
ONOCON1		排水ポンプ 2	
ONOCON2		NO. 1滅菌機バック	
ONOCON3		NO. 2滅菌機バック	
ONOCON4		NO. 3滅菌機バック	
ONO照明		幼児用滅菌機バック	
監視棟売店 動力分電盤	絶縁測定値	ボイラー室 分電盤	絶縁測定値
主遮断器二次側		主遮断器二次側	

ソフトクリームサーバー		ボイラー	
冷凍アイス		ポンプ	
フローズン		照明・換気扇	
ソフトクリーム		NO. 3キューピクル	絶縁測定値
駅弁当右CON		展望棟電灯幹線	
駅弁当左CON		スライダerpンプ電灯	
起流ポンプ盤	絶縁測定値	スライダerpンプ動力	
主遮断器二次側		川下りプール系幹線	
A1起流ポンプ		回転スライダerpンプ系幹線	
A2起流ポンプ		展望棟動力幹線	
A3起流ポンプ		展望棟川下りプール盤	絶縁測定値
ポンプ室起流ポンプ		主遮断器二次側	
排水ポンプA1		回転スライダerpンプ	
排水ポンプA2		大滝ポンプ	
排水ポンプA3		排水ポンプ	
排気ファンA1		主遮断機二次側	
排気ファンA2		NO. 1川下りポンプ	
排気ファンA3		NO. 2川下りポンプ	
展望棟 電灯分盤	絶縁測定値	電磁弁	
主遮断器二次側		電磁弁電源	
電気室・便所・売店・倉庫照明		監視棟 電灯盤	絶縁測定値
2F照明		主遮断器二次側	
3F照明		L2盤	
売店CON		L3盤	
1Fピロティerpン		L4盤	
1F正面ピロティerpンCON		1F電灯	
2FCON		2F電灯	
3FCON		医務室CON	
ポンプ室照明		予備室CON	
Bトイレ電灯		PT用CON	
1Fテレビ電源		2FCON	
非常警報盤		監視棟 動力盤	絶縁測定値
売店用		主遮断器二次側	
川下りポンプ室	絶縁測定値	1F空調機	
NO. 1川下り		P3盤	
NO. 2川下り		2F空調機	
回転スライダerpン		レストハウス電灯盤LM2	絶縁測定値
大滝		主遮断器二次側	
排水ポンプ		電灯200V	
スライダerpンポンプ室	絶縁測定値	コーヒerpンメーカーCON	
主遮断器二次側		電灯100V	
NO. 1ポンプ		室内CON	
NO. 2ポンプ		厨房CON	
NO. 3ポンプ		厨房CON	
幼児プール盤	絶縁測定値	厨房CON	
主遮断器二次側		厨房CON	
水盤ポンプ		看板灯用	
水鉄砲		電子ジャー	
飛び石ポンプ		コーラディerpンペerpンサー	
排水ポンプ		コーラディerpンペerpンサー	
外部CON		水中照明1	
外部CON		水中照明2	
廊下CON		水中照明3	
厨房、冷蔵庫		水中照明4	
レストハウス 動力盤	絶縁測定値	リレerpン電源	
主遮断器二次側		電撃殺虫器	
厨房ウオーマerpンテーブル		制御電源	
食洗器		誘導灯	
クーラerpン室外機		造波プール動力盤	絶縁測定値
換気ファン		主遮断器二次側	

造波プールキューピクル	絶縁測定値	排水ポンプ	
ターボファン1		雨水排水ポンプ	
ターボファン1		換気ファン	
ターボファン1		主照明1	
コンプレッサー幹線		主照明2	
造波装置機械室電灯		主照明3	
監視棟電灯		主照明4	
造波装置機械室動力		残置照明1	
ろ過装置動力		残置照明2	
造波プール 電灯盤	絶縁測定値	制御電源	
主遮断器 二次側		造波制御盤	絶縁測定値
自販機1		コンプレッサー主遮断器二次側	
自販機2		コンプレッサーNO. 1	
屋外CON		コンプレッサーNO. 2	
造波機械室電灯		コンプレッサーNO. 3	
クーラー		フロア—NO. 1	
造波機械室室内CON		フロア—NO. 2	
造波機械室換気ファン		フロア—NO. 3	
プールライトアップ			
屋外イベントCONNO. 1			
屋外イベントCONNO. 1			
屋外イベントCONNO. 1			
全自動ろ過装置制御盤	絶縁測定値	更衣室棟 LE-1	絶縁測定値
主遮断器 二次側		主遮断器 二次側	
循環ポンプNO. 1		広場系統1	
循環ポンプNO. 2		広場系統2	
循環ポンプNO. 3		広場系統3	
滝ポンプ		広場系統4	
塩素ポンプ		広場系統5	
コンプレッサー		操作電源	
操作電源		水中フロア—0, 75Kw	
水銀灯		操作電源	
レストハウス LE-1	絶縁測定値		
主遮断器 二次側			
電灯			
外壁灯			
電灯			
電灯 換気扇			
ミニキッチン用			
自販機用 西			
自販機用 東			
ブースター用			
CON			
CON			
CON			
レピーター用			
NO. 1室外機			
NO. 2室外機			

(3)放送設備放送テスト調整点検整備

放送機器

	更衣室棟アンプ	点検内容			
		電源S/W	動作	結線	処置内容
1	モニター部				
2	親時計				
3	プリアンプ				
4	CMマシン 1				
5	CMマシン 2				
6	セレクトS/W				
7	パワーアンプ1(波のプール用)				
8	パワーアンプ1(波のプール用)				
9	パワーアンプ屋外他				
10	電源部				
11	端子部				

時計

	設置場所	外観	動作	その他	処置内容
1	プール中央				
2	他子時計				
3	波のプールソーラー時計				

放送リモコン

	放送リモコン	外観	動作	その他	処置内容
1	監視棟2Fリモコン				
2	監視棟1Fチケ売場一斉リモコン				
3	レストハウス横リモコン端子				

放送・ケーブル

測定箇所	設置間他	良・非
更衣室棟本体アンプ 展望棟端子盤間		
〃 監視棟端子盤間		
〃 更衣室1Fスピーカー		
〃 更衣室2Fスピーカー		
〃 北側プールスピーカー間		
〃 波のプールスピーカー間		
監視棟端子盤 監視棟1Fスピーカー間		
〃 監視棟2Fスピーカー間		
〃 西側便所スピーカー間		
展望棟端子盤 展望棟1～3Fスピーカー間		
〃 スカイサイクルスピーカー間		
〃 プールスピーカー間		

各スピーカー

スピーカー設置場所	点検内容		処置内容
	鳴・不鳴	取付外観	
更衣室棟スピーカー			
監視棟スピーカー			
展望棟スピーカー			
屋外スピーカー			
波のプールスピーカー			

(4)電話設備取付取外し通話テスト整備

電話機 内線番号表

場 所	室 名	NO
更衣室棟	事 務 室	10
更衣室棟	事 務 室	12
更衣室棟		13
更衣室棟	機 械 室	14
展望棟	1F売店	31
展望棟	2Fサイクル	32
展望棟	3Fスライダー	33
監視棟	医 務 室	22
監視棟	監視棟2F	23
監視棟	チケット売場	21
川下り機械室		51
幼児プール機械室		52
スライダー棟	スライダーポンプ室	41
スライダー棟	スライダースタート	42
ボイラー室		53
プール入口		50
レストハウス	事務室 1	70
レストハウス	事務室 2	71
レストハウス	医 務 室	72
波のプール	機 械 室	73

* 上記について外観・動作等点検し、故障箇所等を修理すること。

(5)監視カメラ整備及び試験調整

テレビカメラ

		点 検 内 容				処置内容
		電 源	動 作	画 質	そ の 他	
既設 ワゴン	ビデオモニター					
	カメラコントローラー					
	カメラセレクトスイッチ					
	カメラ電源部 1・2					
	カメラ—更衣室棟					
	カメラ—展望棟					
	カメラ—波のプール					
	リレーBOX更衣室棟					
新設 ロッカー 型波の プール	リレーBOX波のプール					
	ビデオモニター 1					
	ビデオモニター 2					
	カメラコントローラー1					
	カメラコントローラー2					
	カメラ電源部 1					
	カメラ電源部 2					
	カメラセレクトスイッチ					
	タイムプラススイッチ					
	カメラ波のプール 1					
	カメラ波のプール 2					
リレーbox 波のプール 1						
リレーbox 波のプール2						

② 運転管理

- 1) 運転開始にあたっては、あらかじめ機器の点検を行うこと
- 2) 運転中に機器、配線等に異常が発生した場合は、直ちに運転を中止し、原因を調べ、その処置を確実にを行い、常に機器の正常状態の確保に努めること
- 3) 中央監視盤の操作及び監視を行い、計測、故障箇所の発見、正常な機能の確保に努めること

③ 保全管理

1) 点検

- ア 受電設備、配電設備、負荷設備、防災設備等を常時点検し、維持管理すること
- イ 保安規定に基づき保安管理に努めること
- ウ 上記点検は、下記の「電気設備点検基準表」により行うこと

2) 保守

電気設備、機械等の機能を維持するために、軽易な設備(注油、蛍光管の取替え等)を行うこと

3) 清掃

電気設備、機械等の機能を維持するため、常時、機器に付着している汚れ等を除去すること

※電気設備等の異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、北九州市に連絡しなければならない

電気設備点検基準表

1) 更衣室棟 NO.1、造波機械室 NO.2(屋外)及び展望棟 NO.3、受電設備・配電設備

対 象		点 検 項 目	点検回数	
受 電 設 備	開 閉 器	本 体 1 過熱 2 変色 3 汚損 4 異物付着 5 損傷	毎 日	
	遮 断 器	機 構 付 属 装 置 1 汚損 2 損傷 3 過熱 4 発錆 5 変形 6 異臭 7 異音		
		開閉表示 1 表示灯点検 2 指示		
		接地装置 接地線接続部		
	受電変圧器	1 本体外部 2 損傷 3 発錆 4 汚損 5 異音 6 過熱		
		接地装置 接地線接続部		
	母 線	支 持 物 1 損傷 2 腐食 3 変形 4 過熱		
		母 線 1 たるみ 2 損傷 3 他物との隔離距離不足		
	計器用変成器	本 体 1 損傷 2 腐食 3 汚損 4 変形 5 温度 6 異音 7 ヒューズの異音		
		接地装置 接地線接続部		
	避 雷 針	本 体		
		接地装置 接地線接続部		
	配電盤及び 制御回路	1 配電盤本体 2 計器 3 計電盤 4 表示灯 5 操作取手		1 汚損 2 異常 3 損傷 4 断線 5 過熱
		接地装置 接地線接続部		
電 力 用 コンデンサー	本 体 1 損傷 2 腐食 3 汚損 4 異音 5 振動			
	接地装置 接地線接続部			
配 電 設 備 屋 外 電 線 路 を 含 む	開閉表示 1 表示灯点検 2 指示	1 表示灯点検 2 指示		
	接地装置 接地線接続部	接地線接続部		
	遮 断 器 開 閉 器	1 本体 2 機 構 3 付属装置	1 汚損 2 損傷 3 過熱 4 変形 5 異音 6 異臭	
		開閉表示 1 表示灯点灯状況 2 指示	1 表示灯点灯状況 2 指示	
		接地装置 接地線接続部	接地線接続部	
	開 閉 器	本 体 1 過熱 2 変色 3 汚損 4 損傷	1 過熱 2 変色 3 汚損 4 損傷	
	ケーブル	1 ケーブルヘッド 2 布設部	1 損傷 2 過熱 3 コンパウンドの漏れ 4 無断採掘 5 他との隔離距離	

2) 各弱電設備機器

対 象		点 検 項 目	点検回数
配線及び開閉器	1 配線	1 汚損 2 損傷	毎 日
	2 開閉器	3 変色 4 過熱	
	3 ヒューズ	5 接地線接続部	
機器本体	異 常	1 異音 2 汚損 3 損傷 4 過熱	
接地装置		接地線接続部	
(防火設備)	非常誘導灯設備 非常灯設備 非常警報設備 防火ダンパー設備 火災報知設備	設備の目視点検	

3) 各動力電灯盤

対 象		点 検 項 目	点検回数
配電盤及び 制御回路	1 配電盤本体	1 汚損 2 損傷 3 変色 4 過熱 5 接地線接続部	毎 日
	2 計器		
	3 継電盤		
	4 表示灯		
	5 操作取手		
遮 断 器 開 閉 器	1 本 体	1 異音 2 汚損	
	2 機 構	3 損傷 4 過熱	
	3 付属装置	5 変形 6 異臭	
	開閉表示	1 表示灯点灯状況 2 指示	
	接地装置	接地線接続部	
開 閉 器	本 体	1 過熱 2 変色 3 汚損 4 損傷	
ケーブル	1 ケーブルヘッド	1 損傷 2 過熱 3 他との離隔距離	
	2 電路部		

4) 各照明設備機器

対 象		点 検 項 目	点検回数
配線及び開閉器	1 配線	1 汚損 2 損傷	毎 日
	2 開閉器	3 変色 4 過熱	
	3 ヒューズ	5 接地線接続部	
機器本体	異 常	1 汚損 2 損傷 3 ランプの寿命	
接地装置		接地線接続部	
安 定 期	異 常	1 異常 2 汚損 3 損傷 4 過熱	
(防火設備)	非常誘導灯設備 非常灯設備 非常警報設備 防火ダンパー設備 火災報知設備	設備の目視点検	

(12) 消防設備点検業務

消防法第17条の3の3に定められた点検を行い、小倉南消防署長へその結果について報告すること

点検結果については、あわせて北九州市へも報告を行うこと

① 点検時期

年2回

〔 6月・・・総合点検
12月・・・外観・機能点検 〕

② 点検対象消防施設

- 1) 屋内消火栓設備
- 2) 自動火災報知設備
- 3) 防排煙設備
- 4) 非常警報設備
- 5) 消火器
- 6) 誘導灯
- 7) 非常電源

③ 点検内容

1) 総合点検

消防用設備などの全部もしくは、一部を作動させ、または該当消防用設備などを使用することにより、該当消防設備などの総合的な機能を消防用設備などの種類などに応じ、告示で定める基準に従い確認すること

2) 外観・機能点検

消防用設備などの機能について外観から機器の適切な配置、損害等の有無または、簡単な操作により判別できる事項を消防用設備などの種類に応じ、告示で定める基準に従い確認すること

3. 植物管理業務

(1) 留意事項

- ① 各植栽地の管理に当たっては、来園者の利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥の実施、花木などは開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理する
- ② 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行う

(2) 管理の概要

開園期間前（6月中旬）に、区域内の樹木の剪定、施肥および除草を実施する

※ 有料区域外のプール入口部分及び、管理・更衣室棟横のエリアを含む

作業項目		寸法	数量	備考
高木基本剪定	落葉樹	C：120～150cm	6本	
	常緑樹	C：～30cm	4本	
		C：30～60cm	17本	
		C：60～90cm	5本	
		C：90～120cm	1本	
中下木剪定	中下木	H100～H200	25株	
		H200～H300	21株	
	寄植刈込・機械刈り	H100内外	841m ²	
	生垣刈込・手刈り	H200内外	398m	
		H300内外	32m	
	生垣刈込・機械刈り	H100内外	258m	
	玉物刈込	C：60内外	1株	
C：90内外		90株		
カイズカイブキ等	H300未満	40本		
特殊木剪定	ソテツ等	下枝等	204本	
	ワシントンパー ム・メタセコイヤ等	枯枝・折枝等	52本	
除草	機械刈り		4,415m ²	4,906m ² ×90%
	手刈り		5,289m ²	7,557m ² ×70%

※除草面積＝除草対象面積×草の繁茂率

V その他の留意事項

(1) 記録等の作成及び保存

- ① 管理運営並びに計理状況に関する帳簿類は常に整理し、市から公園の管理運営業務または経理状況に関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに市担当者の指示に従い、誠実に対応すること。
- ② 施設管理及び植物管理業務（作成状況など）の記録類及び作業記録写真について市から請求のあった際は、速やかに提示できるようにすること。（指定期間終了時には市に引き継ぐこと）

(2) 市からの要請への協力

- ① 市から、公園の管理運営並びに公園の現状等に関する調査または作業の指示などがあった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- ② その他市が実施または要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、監査・検査等）への支援・協力、または事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

VI 市が求める最低限度の要求水準

- (1) 年間入場者数 80,000人